

広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務に係る公募型プロポーザル応募説明書

1 プロポーザルの目的

介護実務の入門的な資格である介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了し、介護人材として就業する者を増やすため、広島市内の介護施設・介護事業所（障害福祉サービス施設・事業所を含む。）への就業を希望する者を対象として、初任者研修の資格取得及び就業支援を一体的に行うに当たり、研修実施及び職業紹介の専門的なノウハウを有する民間事業者に委託することとしており、その委託に当たって、あらかじめ事業者を特定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務内容

(1) 業務名

広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

別紙「基本仕様書」のとおり。

(4) 概算事業費

1,986,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

(5) 契約担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（広島市役所 本庁舎 2 階）

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課管理係

TEL 082-504-2173 FAX 082-504-2136

E-Mail kaigo@city.hiroshima.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務（特に期限内の報告書の提出を含む。）を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間いづれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間いづれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 8 年広島市要綱）に基づく指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 法人格を有する団体であって、広島市内に本店、支店又は営業所若しくはそれらに準ずる事務所を有する者であること。
- (8) 次の各号のいづれにも該当しない団体であること。
 - ① 介護施設等の運営を行っている団体
 - ② 介護事業所等の運営を行っている団体
 - ③ 介護事業所等の運営を行っていない団体

- ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成 24 年広島市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に基づく厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業者であること。

4 公募型プロポーザル応募資料の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和 5 年 3 月 3 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 条）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 交付場所

前記 2(5)に同じ。

広島市ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページ内の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 5 年度方式・案件名」画面を開き、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

5 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和 5 年 2 月 22 日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出物

- ア 「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」（様式 1）
- イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写し可。発行日が、応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）
- ウ 広島市税の納税証明書（写し可。「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書。証明年月日が参加資格確認申請書提出から 3 か月前の日以降のものに限る。）
- エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれか。電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）
- オ 有料職業紹介事業許可証の写し
- カ 法人のパンフレット（会社概要）等

(3) 提出場所

前記 2(5)に同じ。

(4) 提出方法

前記2(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 参加資格の確認及び審査結果の通知

令和5年2月22日（水）を基準として、上記(2)により提出された「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」等により確認し、確認結果を令和5年2月24日（金）までに応募者に速やかに通知する。

6 質問の受付と回答

(1) 基本仕様書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和5年2月22日（水）までの閉序日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記2(5)と同じ。

ウ 受付方法 「基本仕様書等に関する質問書」（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。提出した際は、前記2(5)に質問書を提出した旨を電話により速やかに一報すること。

(2) 前記(1)への回答は、質問者に直接回答する。また、前記2(5)において、令和5年3月3日（金）までの閉序日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

前記5(5)の通知を受け取った者は「広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務企画提案書」（様式3。以下「企画提案書」という。）により作成すること。

企画提案書に記載する内容は別紙のとおりとし、専門的な知識を持たない者でも理解ができるよう、分かりやすい内容にすること。

(2) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本9部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦とし、表紙、裏表紙を含めて20頁以内とする。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和5年3月3日（金）午後5時15分

イ 提出場所 前記2(5)と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書は、1者につき1提案とする。

イ 企画提案書中、提案者の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名の記載は正本のみとし、副本には社票などを含め応募者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合や企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合は、速やかに前記2(5)へ電話で連絡すること。

- オ 提出された応募書類は返却しない。
- カ 提出された応募書類に係る内容は、最優秀提案者の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 提案の無効

- ア 「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」（様式1）がその提出期限までに到達しなかった者や前記5(5)の通知を受け取らなかった者が提出した企画提案書
- イ プロポーザル参加者が提出した書類に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合（指名停止その他の措置を講ずることもある）。
- ウ プロポーザル参加者が、受託候補者の特定までの間に前記3(4)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他応募資格を満たさなくなった場合
- エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案や、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

8 審査方法

(1) 企画提案書の審査

広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）が受託候補者特定基準（別紙参照）に基づき審査する。

(2) 受託候補者特定基準

企画提案書により、別紙に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

(3) 最優秀提案者（受託候補者）の特定

ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者（受託候補者）として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低水準（合計点数の6割の得点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、最優秀提案者（受託候補者）を特定する。

9 審査結果

審査結果は、全ての参加者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて応募者全員の商号・名称、最優秀提案者の評価結果（点数）を公表する。

10 契約の方法等

(1) 最優秀提案者（受託候補者）として特定された者と見積合わせを実施の上、地方自治法施行令第

- 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約をする。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当する時には契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 別紙「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、必要に応じて契約書にその内容を記載（添付）し、その履行を確保するものとする。
- (5) 最優秀提案者（受託候補者）と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者（受託候補者）として特定し、見積合わせの上、随意契約する。
- (6) 最優秀提案者（受託候補者）が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者（受託候補者）として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の 100 分の 5）を支払うものとする。

1 1 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」（様式 1）がその提出期限までに到達しなかった場合や前記 5(5)の通知を受け取らなかった者は、「広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務企画提案書」（様式 3）は提出できない。
- (3) 企画提案書の作成その他本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とする。

1 2 問合せ先

前記 2(5)に同じ。

1 3 スケジュール

令和 5 年 2 月 8 日（水）	応募受付開始
2 月 22 日（水）	参加資格確認申請書等及び基本仕様書等に関する質問書提出締切
3 月 3 日（金）	企画提案書提出締切
3 月 中旬	企画提案書の審査・評価及び受託候補者の特定
3 月 下旬以降	見積もり合わせ、契約締結
※ 遅くとも 4 月下旬には研修受付開始	